

■第5回環境審議会後に寄せられた提案と対応

■資料2

No.	旧頁	新頁	提案内容	対応
1			1. 本計画は来年度から9年先を見据えている計画であり、現時点における本計画による目標の達成値を示す項目が少ないようです。よって、せせらぎのある用水路の整備率、狹隘道路の解消率、太陽光発電普及率、野鳥(ひばり)の種類と数の生息率、学校の校庭芝生化達成率、その他、総合計画に示され事務局で把握している様々な環境課項目の目標値の記載を望しております(第6章の重点プロジェクトの項)	総合計画に示されているもので、環境基本計画での位置付けが可能と判断した内容は記載済です。
2			2. 第3回審議会時に配布されております平成22年3月に答申された「府中市環境基本計画及び行動指針のための見直しについて」の答申書内容が本計画に網羅・反映されているかを再度、点検及び確認を行い、欠落部分がありましたら、補強をお願いいたします。 (網羅されていない項目が見受けられるようです。)	平成22年の答申以降、環境問題が変化していることから、必ずしも反映はされていません。
3			3. 前回提案いたしました、資料2には記載がありませんでした。よって、再度、提案いたします。 「基本計画書の素案検討資料におきます第5章では市・市民・事業者の施策と行動にてそれぞれの項目を審議上から委員に見易く色分けしておりますが、製本時に全て黒字で印刷してしまうのは実にもったいない気がいたします。資料を確認するために目で追って慣れ親しんだこともあります、3者の区別が非常に分かり易くなっております。このような計画書が存在しても差し障りが無いと思いますし、反ってアイディアに富み、オリジナルなものとして市民に分かりやすく映ることでしょう。』以上、ご一考をお願い致します。	計画書として製本する際に字体、ポイント、図の配置など再構成しますが、図やグラフはカラー、文字色は単色を予定しています。
4	11	11	・P11の(5)交通の項で、国道・都道・市道等に架かる「橋」の数も入れると良いと考えます。ご一考をお願いいたします。	文言を追加しました。
5	11	11	また、駅の乗客数も直近のもので結構ですので、市で保有する資料を基に記載願えればありがたいと存じます。	ご提案の内容については、既に11ページの文中に記載済みとなっています。
6	12	12	・P12の下図で、資料名の上半分が不鮮明です。印字訂正をお願いいたします。	調整しました。
7	16	16	・P16の(3)農地の項で、図が表記されています。市・固定資産概要調書から引用されておりますが、既に平成25年度用が出来上がっております。限りなく新しい直近の統計を載せたいので宜しく記載方、お願いします。 なお、毎年、平均して3.4Ha程、田畑が減少しております。固定資産税上、土地の課税地目であります田畑が減った面積が開発等により宅地となっていることを考えますと、緑豊かな自然が何処に行ってしまうのであろう、田に流れ込んでいた用水路も自然に消滅してしまうということになり、ヒートアイランド現象を含めて地球の温暖化に繋がる要因に役買っていることも思慮いたしますと、田畑の減少を食い止める手立てを真剣に考えないで将来に禍根を残し、自らの責任すら感じない訳にはいきません。本計画書が一役を担えればと痛感いたします。 よって後に記載する提案等が上手く反映できればと願うばかりです。 *各図の最終年度は可能な限り、直近の年度で新しい資料によって記載されることを望みます。	担当課へ確認したところ、市・固定資産概要調書についてはH24年のデータが最新のものとなっています。
8	17	17	・P17の②湧水の項で、6行目には「・・・中で、・・・定めてある中で、・・・」とありますが、文章として繋がりません。訂正方願います。また、「目的とし、…」の「、」は削除し、7～9行目についても「・・・建物や舗装の増加や・・・減少により、・・・減少し、・・・踏まえ、・・・」と「、」が多いのが気がかりです。「・・・建物及び舗装の増加或いは緑地の減少によって雨水・・・減少し、枯渇が起きている現状を踏まえて・・・」と改めると良いでしょう。 ★計画書の全体に言えるのですが、文章に「、」で区切ってしまう箇所が多過ぎます。総務部の文章担当者に一度精査して頂くことをお勧めいたします(再提案)。	ご提案内容を参考に修正しました。なお、他の箇所を含め、最終的な冊子にする際に、全体の文章の校正・精査を行う予定です。
9	18	18	・P18の③の地下水の項で、資料2のNO29にて市内における井戸の有在数値の掲載を依頼しておりますが、「井戸」は災害緊急時に役立つものです。市の応内容は「了」とさせて頂きますが、今後、非常災害時を想定し担当課において調査を行う旨の依頼を再度、お願いいたします。 ★或る市町においては井戸を有する家庭と協定を組み、緊急災害時に洗濯、風呂等の利用に提供してもらえる手立てを講じております。	災害時の協定について、個人所有の井戸の利用は検討しておらず、これに伴い当該井戸の調査も予定していません。大手事業所、公衆浴場の井戸については、協定がなされています。
10	24	24	・P24の表一交通量調査結果の調査地点にて是政橋北交差点付近も対象地にして欲しい旨、依頼しました。資料2にて「担当課に申し送りしておきます」とのことですが、再度、調査依頼を行って頂くことで市の対応は「了」とさせて頂きます。	担当課に申し送ります。

11	28	28	・P28の(2) 放置自転車の項で、12行目以下、「・・・によって・・・自転車数は減少・・・示しており、・・・見られるものの利用者のモラル・・・場所にあることから未だに・・・後が絶ちません。放置自転車は・・・の妨げにもなっていることで・・・」、と改めると良いでしょう。 ★文章に「、」が多いと思われます。良文をご一考ください。	ご提案内容を参考に修正しました。なお、他の箇所を含め、最終的な冊子にする際に、全体の文章の校正・精査を行う予定です。
12	32	32	・P32の(1) 地球温暖化の項、3行目で「15%削減」で良いのか、お聞かせください。前記載にある答申書の数値との整合性に関して心配しています。	答申書記載の「25%削減」は国の目標であり、本市の地球温暖化対策地域推進計画に掲げる目標値は「15%削減」で間違いありません。
13	33	33	・P33の上図では23年度までの記載ですが、P12の下図に24年度が記載されましたが、如何でしょうか。当方の勘違いでしたら良いのですが。	「平均気温の経年変化」と「府中市の二酸化炭素排出量」については、違う出典のものであり、それぞれに最新のデータ（平均気温はH23、二酸化炭素排出量はH22）としてしてあります。
14	34	34	・P34の上・中の2つの表は隙間と横幅を取ってそれぞれの数字を大きくして頂きたいです。なお、下図は濃淡を付けて色別に見やすくします。	上・中の2つの表は最終的に調整します。下図はカラーに変更しました。
15	35	35	・P35の①ごみの排出量の3行目「取組」→「取組み」に、6行目には「府中市では・・・受け、府中市では」と「府中市」が2箇所出てくるので、「・・・答申を受け、平成・・・2日より家庭ごみ・・・」とすると良いでしょう。 なお、12行目の「・・・に向けて、市民・・・」とありますが、「向けて市民」として「、」を削除してください。	ご提案内容を参考に修正しました。なお、他の箇所を含め、最終的な冊子にする際に、全体の文章の校正・精査を行う予定です。 また、取組については、動詞として取り扱う場合は「(例) 取組み(む)」、名詞として取り扱う場合は「(例) 取組の推進」として統一することとします。
16	36	36	・P36の②ごみの組成の項で、以下2点についてご教授ください。★家庭からの落ち葉は45ℓ袋を3袋まで無料で可燃ごみ回収日に収集されますが、市民が自宅前にある街路樹の落ち葉を清掃し集めた袋は可燃ごみと一緒に焼却されてしまうのでしょうか。	不純物が多く資源化できないため、焼却しています。
17	36	36	2年前の大震災後、放射能汚染を心配して公園等の清掃から出た落ち葉は焼却されたと聞き及んでいますが、現在では如何に取り扱っているのでしょうか、また、落ち葉の放射能検査は講じられているのでしょうか。	平成23・24年度に若松苗圃（びょうぼ）で生産している落ち葉の銀行の腐葉土の放射性物質を測定しました。農林水産省が定めた、肥料・土壌改良資材・培土中に含まれる放射性セシウムの暫定許容値を下回りました。今後も測定を継続します。
18	42	42	・P42の1. 自然環境に係わる課題の項で、1行目は「一員として自然」、12行目は「環境について多くの・・・」、13行目は「理由については緑が・・・」として「、」を削除することをお勧めします。	ご提案内容を参考に修正しました。なお、他の箇所を含め、最終的な冊子にする際に、全体の文章の校正・精査を行う予定です。
19	42	42	・P42の2 生活環境に係わる課題の項で、2行目は「アンケートによれば、・・・環境について快適な・・・」として「、」を削除しながら上記1にある市民アンケートの文言に合わせると良いでしょう。	ご提案内容を参考に修正しました。
20	42～44	42～44	・P42～44の第3章の府中市の環境課題の項において、 昨年、環境行政の根幹となる本計画書を策定するために市民が「快適な環境を築く上で、どのような意識や意見があるかを尋ねたものであります。回収率は低かったものの、切実かつ貴重な意見が寄せられたことに気付かされており、本計画書におきましても施策として生かしていかなければなりません。 よって、本項目に関係し、環境指針としての位置づけからも、アンケート調査報告書（25年3月）のP11及びP15の上段の図にタイトルを挿入して記載することを要望しております。・・・補強提案・・・ (第5回審議会にて提案済。他の何人かの委員も頷いておられた。なお、アンケートからの本計画書への引用は「市民のエコライフ実践状況」だけではもったいないものと思慮いたしたからであります。)	アンケート調査結果については、計画全体において反映しているという点から、抜粋をして掲載していくのではなく、あくまでアンケート調査の結果全体（概要）を巻末資料編に掲載する予定です。なお、本編においては、アンケート調査結果以外の他のデータで情報が掲載できないもの（生きもの、エコライフ実践状況）についてのみ、アンケート調査結果を掲載するようにしています。
21	44	44	・P44の「5. 環境パートナーシップに係わる課題」の13行目、「また、市民アンケートの結果から若年層・・・」に改めると良いでしょう。	ご提案内容を参考に修正しました。
22	45	45	・P45の第4章の1. 望ましい環境像の項において 3行目の「本計画では、条例・・・イメージし易く、・・・なるように、・・・目指す・・・」→「本計画では条例・・・基づき計画をイメージし易くするとともに、・・・なるように目指す・・・」にすると良いでしょう。 8行目の「そのような環境を確保し、将来・・・」→「このような環境を確保し将来・・・」 10行目の「・・・立ち、・・・目指し、・・・のもと、豊かな・・・保全し、・・・保ちつつ、・・・」→「・・・立つことで望ましい・・・目指して・・・協働により豊かな環境の保全に努めます。また、自然との共生、・・・保ちつつ持続的・・・築いていきます。」と改めることは如何でしょうか。	ご提案内容を参考に修正しました。なお、他の箇所を含め、最終的な冊子にする際に、全体の文章の校正・精査を行う予定です。
23	48	48	・P48の【健全な水循環の保全】の項で、「地下工事に際しては地下水脈の分断を防ぐ配慮を指導します」を記載することを提案します。現P55における【地盤沈下の防止】の項にて削除されることになりましたが、いずれかの項にて記載をお勧めいたします。何時、何処で大規模な開発が行なわれるとも限らないからです（特にハケ下の多摩川低地）。	当該事項については、再度関係課に確認しましたが、地下水脈の分断に係る指導を行っていないため、記載できかねます。

24	49	49	・P49の【健全な水循環の保全】の項で、3行目を削除した事由をご教授ください。	既に、雨水貯留装置の設置に対する補助制度があるため、削除したものです。
25	50	50	・P50の【まちの緑化】の項で、10行目について「里道の歩道化」とありますが、「里道」とはどのような「道」のことを述べているのでしょうか、内容をお示し願います（資料2には巻末に用語説明とありますが・・・）。イメージが湧かないのです。予め審議会時或いは市対応欄にてご伝授ください。	昔の「けもの道」を指します。
26	51	51	・P51の【農地の保全】の項で、資料2におけるNO100・NO101にて提案した項目は、共通項とし一括にて次の通り修正いたします。・・・修正提案・・・ □「市内の農地を残すために営農後継者に対する育成・指導に努め、継承時には速やかな営農に従事できるよう支援・相談に努めます。」	ご提案内容を参考に修正しました。
27	54		・P54の【水質汚濁の防止】の項で、現在、多摩側に生息する魚は食することが出来るのでしょうか。また、そのための水検査は実施されておられるのか、ご教示ください。	川崎河川漁業協同組合が多摩川アユの食品としての安全性を調査（平成19年）しており、人に害をなす物質は全て基準値以下であったとの報告がされています。食の安全のための水質調査は実施していません。
28	55	-	・P55の【地盤沈下の防止】の項で、先の・P48の【健全な水環境の保全】の項とも関連しますが、「地下工事際し、地下水脈の分断を防ぐ配慮を指導します」の文言が削除されました。資2NO87（P48）の項では「調整中」とのことですが、記載を望みます。	当該事項については、関係課に確認しましたが、地下水脈の分断に係る指導を行っていないため、記載できません。
29	59	59	・P59の(1)施策の考え方の項で、9行目の「取り組み」→「取組み」とします。また、10行目には「府中市インフラマネジメント計画」の挿入をお願いいたします。	ご提案内容を参考に修正しました。
30	59～60	59～60	・P59～P60にある【道路交通対策】の項での提案(資料2のNO112)については場所が特定されており、一区間に過ぎない点を思慮いたしますと個別具体的に該当するともえられますが、「多摩川かげのみち」は広く一般に開放されているものの、強風時には「多摩川かげのみち」を利用するのを避けて土手下における多摩川通りの歩道を利用する市民が多いのが実態であります。よって、多摩川通りの歩道は道幅が狭く、路面も桜の樹木による凹凸や亀裂箇所が多いことから、下記のとおり修正し、再提案とさせていただきます。	安全性に配慮した路面整備は、多摩川通りに限定した内容ではないため、59～60ページの記載内容で補完できていると考えます。
31	59～60		□「多摩川通りの歩道につきましては安全性に配慮しながら路面等の整備に努めてまいります。」 (本項目についての提案事由としては一委員として安全・安心な道づくりの観点から歩道部の路面状況(樹木の根による凹凸や亀裂箇所が多い)や歩道巾が狭い箇所或いは枝葉が伸びて危険箇所が多いために強く施策の推進が求められていると思慮しているからであります。上記の通り簡易な表現に努めておりますが良文に補強くだされば幸いです。本項目は必須記載と考えております。)	No.30の回答と同様とします。
32	59～60	-	・P59～P60にある【道路交通対策】の項での提案(資料2のNO113)につきましては市の対応欄にて「・・・申し送り」とされる旨の記載となっておりますが、後の資料2のNO119によりますと【歩行者安全対策】の項にて記載(P60)されることになっておりますので市の対応につきましては《了》とさせていただきます。	—

33	63		・P63にある①安全な道路環境づくりの項での提案(資料2のNO127)につきましては市の対応欄にて「別の委員より・・・なぜ避けなければならないのか・・・という意見があり削除・・・」とありますが、何時、何処においてそのような意見があったのでしょうか。審議会では何ら話題にもなっておりません。特定な別の委員の意向によって削除されては困ります。当方が記載提案した事由を示しますと、次の通りであります。 ★先ずは道路上にプレートが設置されますと、雨特等において葉やごみがプレート両脇に溜まっている箇所が多く、雨水枡への流入が途絶えて水が溜まってしまえばかりか、道路幅を狭くし街中の美観を損ねているという問題が挙げられます。次に、 ★道路上に段差プレートが設置されており、夜間の自転車等による走行中に視界が悪いと誤って段差プレートにタイヤを乗り上げてしまうことが多々起きており、ハンドルが取られて横転した人が何人もいます。また、歩行者も足がつまずいて転んでしまうケースが現実にあるのです。また、幅員の狭い道路では車両等が交差する際にはプレートを乗り上げることで通行中に支障をきたすばかりではなく、常に身の危険が潜んでいるのであります。最後に申し上げたいのは、 ★本来、公道には如何なる障害物を設けてはならないことになっており、何人も道路の通行に際しては支障を及ぼすような行為をしてはならないことになっているのであります(道路法第43条、道交法76条。罰則規定有)。 以上のことから、本項目を含めて、追加や削除におきましては一委員の意見によってされてはならないものであり、本来でありましたら審議会の議事によって決するものと考えます。 よって、本項目におきましては削除することなく、市の環境施策①安全な道路環境づくりの項及び事業者の環境保全行動の①安全な道路環境づくりの項にも記載をお願いいたしますのであります。再提案いたしますと、 市民・事業者に対しては、 □「自宅敷地内近くの側溝脇には段差プレートの設置を避けるように努めます。」 市に対しては □「自宅敷地前の側溝脇には段差プレートの設置を避けるようにPRしていきます。」 以上、特段のご配慮を賜り、それぞれの記載を願うものであります。 (P60の5行目に追加頂きました道路上の商品の陳列と同様です)	担当課において、プレートに対する指導を行っていないため、記載できない旨確認しています。
34	63～65		・P63及びP65にある①安全な道路環境づくりの項での提案(資料2のNO128)につきましては市の対応欄にて「・・・申し送り」とされる旨の記載となっておりますが、既にP63及びP65にされているために《了》とします (市・対応欄の記載誤りと考えられますが、当方は資料2のNO122の内容と一体的に捉えております。)	-
35	68	68	・P68にある【高効率なエネルギーの利用促進】の項での8行目に、「コンサルタントや、市民・・・」→「コンサルタントや市民・・・」	ご提案内容を参考に修正しました。
36	68		・P68にある【市民へ3Rを促進させる取組み】の項での提案(資料2のNO138)につきましては多々ある中で、市の対応にて「・・・申し送り」と図も簡単に片付けられた感ですが、一つ一つの内は切実な事柄となっております。前回の資2のNO106におきましては「関連担当課と調整の上、表現を含めて検討します。」となっていたものです。提案内容が文章にて個別具体的に羅列されては行政の立場から致しますと業務に縛られて何かと制約が伴うために辛い面があるものと推察いたしますが、幾多の提案項目の内、何ら取りられないものでしたら委員としての任が務まりません。よって、今回の提案内容全体については的を絞り、総じて次の内容に改めて提案いたしたく存じます。 ・・・修正提案・・・ □「資源ごみ等の回収回数は排出量等に配慮しながら検討してまいります。」 □「有料ごみ袋は必要枚数での購入を他市の事例を参考にしながら検討に努めます。」 (条例上、バラ売りは可能。参考として日野市では本庁及び幾つかの協力店舗におきましては実施しております。) □「食料品が入るプラスチック容器は容量の割に余分な空間が多いことから容器の改善を容器利用事業者と連携しながら製造業者等に要請していきます。」 (以上の3項目で表現・文言が悪いと判断されれば、良文をお願いします。この内は委員として必ず記載願いたいと切望する必須事項です。) なお、主担当課には記載されなかった他の内項目につきましては、くれぐれもな「申し送り」方、お取り計らい願います。・・・2のNO150もご参照ください。	□資源ごみ等の回収回数は、必要に応じて見直しを検討してまいります。 □有料ごみ袋の必要枚数での購入については、アンケート調査の結果や、近隣市の状況などを参考とし検討してまいります。 □食料品が入る容器包装プラスチックは、過剰包装が多いことから、関連団体等と連携し、要請してまいります。
37	68	-	・P68にある【市民へ3Rを促進させる取組み】の項での提案(資料2のNO139)につきましては、市の対応欄にて小規模集合住宅向けに一部追加となりましたが、提案内容の趣旨を充分にご理解の上、再度、主担当課担当への「申し送り」を徹底方、よろしくお願いいたします。	担当課に申し送ります。
38	68		・P68にある【市民へ3Rを促進させる取組み】の項での提案(資料2のNO140)につきましては、市の対応欄にて「・・・申し送り」と記載されましたが、集合住宅のごみ回収につきましては幾多の問題が発生しており(資料2のNO138等)、家主等の切実な意見や要望が多いこともあり、美化・衛生・環境目に配慮する観点から次の通り修正し、提案いたします。 □「小規模集合住宅においてシールが貼られたごみは家主等の要請があった場合には家主等と連携して入居者に対してごみの出し方を指導します。」 ・・・一部修正提案・・・ (良分がありましたら、言い回しを換えても結構です。委員として記載願いたい必須事項の一つです。)	□小規模集合住宅の不分別ごみの対応については、家主等と連携して、入居者に対する適切な排出を徹底できるよう市の指導員による指導を強化します。

39	68	-	・P68にある【市民へ3Rを促進させる取組み】の項での提案(資料2のNO141)につきましては、市の対応欄にて「・・・申し送り」と記載されましたが、蛍灯乾電池の回収は月に1回ですので、回収の回数を増やす等、主管担当課に再度、申し送りすることを約して《了》とします。 但し、P68にある【市民へ3Rを促進させる取組み】の項での提案(資料2のNO138)の項目とも関連しておりますが、次の項目について、P70にある③の「ごみの適正処理の推進」の項のいずれかに新たに追加提案とします。 □「資源ごみ等の回収回数・方法等につきましては他市の事例を視野に入れて現況に着目しながら検討していきます」 □「道路脇や空き地、公園等に何時までも放置されている生ゴミ等は街中の美観や環境面に配慮して適時、回収に努めます。」 □「道路上にはごみ袋や収納ケースを出さないように置き方には充分に配慮し、ケースの維持管理を適切に行なえるためのPRに努めます。」 (良分がありましたら、言い回しを換えても結構です。委員として記載願いたい必須事項です。どちらの項目に含めるかはお任せいたします。) *個別収集・有料化以降、街中は飛散したごみや、不法投棄されたごみが目立つようになりました。それ以前は、近くにあるダストボックスにごみを捨てて自主的に片付けられておりましたが、今ではそう簡単にはならないようです。	□資源ごみは36の回答と同様。 □道路脇…は関連課との調整が必要と思われます。 □道路上…は、要望のとおりとします。
	72		・P72にある③ごみの適正処理の推進の項での提案(資料2のNO148)につきましては、市の対応欄にて「・・・申し送り」と記載されておりますが、この項は市民が行なうべき責務の事柄と考えます。庭や玄関前に出された(中には道路に置く場合もありますが・・・)収納ケースは性質が悪く、重量が軽いために(回収後は空になって軽い)。外出した場合は直ぐには片付けられない) 強風時は道路の中央に飛ばされ、車両等はS字を描くように避けて通行しております。潰されますと破片で道路が汚れて誰が清掃をするのかと痛感するばかりです。よって、市民には収納ケースの管理についてはしっかりと身につけて欲しい事柄なのであります。 以上の観点から、次のように修正し、再提案いたします。 □「収納ケースの置き方には充分に配慮し、ケースの管理を適切に行います。」(収納ケースが道路に放置状態になりますと、車両の通行に支障となり危険です。中にはビールケース大のものが風に飛ばされていることもあります。先の段差プレートや商品の陳列の例と同じ考え方です。)	□39の回答と同様
	73		・P73にある②リサイクル・ごみ減量の推進の項での提案(資料2のNO150)につきましては、市の対応欄にて「・・・申し送り」と記載されておりますが、P68にある(2)市の環境施策、②の内の【市民へ3Rを促進させる取組み】の項の提案内容(資料2のNO138の二番目)と同一のものです。 いずれにいたしましても、P68にある【市民へ3Rを促進させる取組み】の中にて資料2NO138で上記の通り修正提案しておりますので、生かして頂ければ結構です。再度、修正提案文を記します。 (注)本項のプラスチック容器はコンビニやスーパーで売られている弁当類や惣菜類が入った容器を主にしております。 □「食料品が入るプラスチック容器は容量の割に余分な空間が多いことから容器の改善を容器利用事業者と連携しながら製造業者等に要請していきます。」 (表現・文言が悪いと判断されれば、良文をお願いします。この内容は委員として必ず記載したい事項と考えております。) 従って、事業者の立場から致しますと、 □「食料品が入るプラスチック容器はごみの減量に配慮して容量に見合う容器の改善を求めて容器製造業者に要請していきます。」となります。P73にある②リサイクル・ごみ減量の推進の項に記載をお願いします。 (表現・文言が悪いと判断されれば、良文をお願いします。この内容は委員として必ず記載したい事項と考えております。) なお、本項の「容器包装プラスチック」の用語が何処にも記載が無いのには何とも不自然な感があり、また、びん・かん、ペットボトルの回収に当たっては多くの問題を含んでいるのにも係わらず、これらの語句が無記載なのは何故か、心配な思いをいたしております。 いずれにいたしましても、プラスチック容器に関する上記の項目は手直ししてでも何らかの表現で記載されますようお願いいたします。	□36の回答と同様
40	80		・P80以降にある第6章 重点プロジェクトにつきましては、大切かつ重要な「安全な道路環境づくり施策」の内容が一切触れられていないのが、合点が行きます。「安全・安心・・・」ということであれば重点プロジェクト2の項に記載頂きたいものであります。 事由は明らかであります。市民アンケートによる「市民が望む施策」の第一位が本項目であるからです。(1)に「さらに」或いは「取り分けて」・「なお」等の接続詞を用いて、③を新たに新設し具体的な取組み内容を盛り込んでください。切にお願いいたします。	アンケート調査の結果において、安全な道路環境についての市民の関心が高い事については市としても理解しています。そのことを踏まえて、第5章において「安全な道路環境づくり」について位置付けているところです。重点プロジェクトについても、位置付ける事も考えられますが、安全な道路環境づくりについての具体的な施策や事業の実施にあたっては、「都市政策」所管課において展開される要素が強く、環境基本計画における重点プロジェクトとしては、基本的に「環境政策」として結び付きが強い施策という観点から位置づけを行っています。このことから、ご提案の内容については、都市政策所管課に申し送りをする形とし、環境基本計画における重点プロジェクトの位置づけとしては見送りたいと考えます。
41	84	84	・P84にある(1)につきましては、第4回審議会にて委員からの意見で「他の市町村との連携」の文を入れることになっていました。よって、次の通り、末尾を改めることをお勧めいたします。 「有益となる取組みを総合的に展開し、他の市町村との連携を図りながら更なる取組み・・・」	ご提案内容を参考に修正しました。

42	85		・P85にある(2)の1～2行目につきましては、削除されております。何故、削除になったのか、ご教示ください。なお、削除しない場合は、「・・・汚染状況については適正な・・・測定を継続して行います。」	二酸化炭素排出量の削減に係る内容でないことから削除しました。
43	90	90	・P90にある1. 推進体制の中の③行政について、以下の内容をご教示願います。 ★環境基本計画の庁内推進会議について、 ・昨年及び本年はどの程度開催されたのでしょうか？ ・庁内各部課でそれぞれ行なった検討課題の内容はどのようなものであったのでしょうか？ ★府中市環境マネジメントシステム推進本部について ・昨年及び本年はどの程度開催されたのでしょうか？ ・内部監査及び達成状況を点検した結果、どのような見直しが行なわれたのでしょうか？	環境基本計画の庁内推進会議は、本年度1回開催しました。その他、担当課との個別の調整により、第5章・6章で掲げる個別施策の実現性などについて確認しました。 府中市環境マネジメントシステム推進本部は、マネジメントシステムを運用するための組織であり、「開催する」といった位置付けのものではありません。内部監査の結果、現行の制度では業務が重複する部分があるため、関係法令に対応したシステムを検討することが示されました。
44	91	91	・P91にある②の項については、推進本部の体制について述べていると考えておりますが、全体的にシステムという語句に不自然な感がありますので以下の通り1行目から3行目を改めてみました。当方が誤解してありましたらご指摘ください。 「環境マネジメントシステム推進本部は市長を頂点として各部課から・・・推進組織であります。このシステム推進本部は定期的に内部監査を実施することで環境負荷の・・・事業などの目標達成状況を点検し、その結果に基づいて見直しを行ないます。 環境マネジメントシステム推進本部が行なった実施状況や・・・公表します。」	ご提案内容を参考に修正しました。
45			①基本計画に向けて実施された市民アンケート。回収率は低かったものの411人から意見が寄せられている。質問項目によっては地域的な特色が見え隠れしているものの、項目が限られているとは言え市民の意向としては日常生活において豊かな自然環境を享受しながら、健康が蝕まれること無く、快適な毎日を送りたい、と言う結果に尽きると思われます。市民が豊かな生活を送る上で阻害している要因を払拭し、環境面から支えるのが本計画書の役割とも言えます。然しながら市環境基本条例及び市環境基本計画を知らない市民が8割もいたという現状の中で、貴重な意見を寄せている市民の環境に関する要望内容を記載し、可能な限り政策に生かすことが必要と考え、本計画書の第3章「府中市の課題」の項にアンケート調査報告書P11及びP15の内容記載を望んだのであります。	No.20と同様の回答です。
46			②個人的には記載したい内容は沢山ありますが、取り分けて挙げるとするならば崖線、いわゆるハケについてであります。ハケといわれる箇所は雑木林があり、林内或いは付近の林からの種子の搬入によって蘇生が繰り返されながら維持されてきたものであります。ハケは雨水による浸食や崖崩れを防ぎハケ上の住宅や畑、ハケ下の水田や畑を守ってきたものですが、昔は幾つもの湧水地がありました。また、この地には幾多の生きものが生息し豊かな潤いを人間に与えてくれます。今では宅地造成等によってハケが削られ、ハケの林内には捨てられたごみや不法投棄の残土やガラが目立っております。よって、ハケの有効的な保護対策は不可欠であり、林全体を何とか守らなければ雑木林は雨水による土砂の浸食や崖崩れによって林や屋敷林が無くなってしまふ恐れがあるからです。「湧水」・「緑」の保護、「不法投棄の禁止」と言う前に、まずは崖線を保護することがスタートと言えましょう。 50年程前にはハケ下には幾つもの湧水地があり、冷水で清らかな湧水を活用して「わさび田」があったと聞き及んでいます。今ある湧水地を何らかの手立てを講じることによって小規模ながら、ちょっとした「わさび田」の復活が可能となれば市民にとっては嬉しいニュース(時の話題)にでもなり、環境に対する関心も高まりましょう。湧水地が増えることを望んで止みません。	ご提案の内容については、市としても十分に認識している内容であり、これまでも様々な取組を行っています。また、ご提案の内容を承知の上で、その第一歩となる環境基本計画を策定しているところです。ご提案の内容については、環境政策課はもとより、関係係や関係各課にも申し送りすることとします。
47			③多摩川は国土交通省が管轄する1級河川であります。何故か、かつて有していた昔を思わせる自然が希薄したような感があります。河川敷は野鳥の住処であり、自然が豊かな植物の宝庫でなければなりません。 気象変動、異常気象によって台風や地表のコンクリート化により一機に増水に見舞われることから近年においては河川敷における改修工事が護岸工事が頻繁に行なわれております。また、野球場や緑の公園化、スポーツ広場という要因も手伝って河原が埋め立てられ、河川敷・遊水地の面積が減少しているようです。 こうして自然地が不足する傾向にある中で市の鳥であります「ひばり」の鳴き声すら聞こえなくなりつつあります。 洪水(増水)による河川の氾濫は困りますが、多摩川の河川敷内の自然は何時までも残したいものであり、国に対して河川における自然環境を保護する如何なる手立てを考えているのか確認願ひ、緑の保全を要請していくことが必要と考えるものであります。	河川は、原則として誰もが自由に利用することができます(自由使用)が、治水、利水、環境(自然環境を保全し、生活環境を向上させること)の役割に対し、支障の生じる恐れがある行為について河川法で制限されています。 「多摩川河川環境管理計画(昭和55年策定、平成13年改訂)」において、多摩川の“自然環境の保全”と“秩序ある利用”を規定しています。

48		重点プロジェクト2について 環境は人間が生存する基盤だという事を、きちんと教えないといけない。環境教育を強化として（もっと重視して）取り組むべきである。 根本を知らないから一向に環境問題を解決できないのである。 今日の世界的な地球の危機の時代に至らしめた背景には何世紀もの間、人類は自然を軽視し（敵とみなし）、自然を摂取してきました。 人間は自らが自然の一部であること、自然を守れば自らが守られることを理解していなかったのであるから、環境問題も責任は人間にあり、人間自身が考え方を変えなければ解決はできない。 ゆえに地球環境問題の根源は、人間の分化にあるという事に気づく必要があり、今、この時に当って地球の安全と安心を取り戻すための意識を早急に高めていかなければならない。 その意識改革の啓発を目指すために、地球憲章を取り入れる事を提案いたします。	地球環境の大切さについては、これまでに地球憲章をはじめ、世界的なレベルにおいて各機関から提唱されています。本計画の記載においても、計画の背景や課題、重点プロジェクトなどにおいて、同様の趣旨を念頭においた記載をさせていただいています。特に、ご提案内容にも深く関係しますが、平成25年9月に開催された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第36回総会及び第1作業部会第12回会合において、IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書の政策決定者向け要約における「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高い。」と報告は、直近の話題として、この報告を示す事で市民への意識啓発につながるものと考えており、この事について重点プロジェクトの考え方で触れる事とします。
49		基本方針5 環境パートナーシップの育つまちを目指します （1）施策の考え方（74ページ）への追加 地域社会において市民・事業者・行政のパートナーシップが構築され、府中市で生活し、事業活動を行うすべての人が持続可能な社会を実現していくための環境配慮行動を実践していくことが求められます。 （3）地域の環境保全行動 ③地球市民としての行動の推進（77ページ）への追加 口市と協働で市が行う環境事業・イベント等への提案及びその取組みに参加します。	ご提案内容を参考に修正しました。